

公益社団法人福島県看護協会 寄附金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福島県看護協会（以下「本会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類)

第2条 本会が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

(1) 使途特定寄附金

使途を特定して受領する寄附金

イ 使途特定募集寄附金

使途を特定して、広く一般に対して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄附金

ロ 使途特定単独寄附金

使途の特定を受けて、個人又は団体から受領する寄附金

(2) 一般寄附金

使途を特定せず受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(使途特定募集寄附金)

第3条 本会は、使途特定募集寄附金を募ることができる。

2 使途特定募集寄附金を募集するときは、募集期間、募集対象、募集理由、使用使途その他必要な事項を説明した書面（以下「募集目論見書」という。）を作成し、理事会の承認を求めなければならない。

3 使途特定募集寄附金は、その全額を特定した使途に使用し、又は処分しなければならない。

(使途特定募集寄附金に係る募集目論見書の交付)

第4条 使途特定募集寄附金を募集するときは、募集目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページ上の公開をもって代えることができる。

(使途特定募集寄附金に係る結果の報告)

第5条 本会は、使途特定募集寄附金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開をもって代えることができる。

2 本会は、使途特定募集寄附金に係る支出が完了したときは、当該支出結果等を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開をもって代えることができる。

(使途特定単独寄附金)

第6条 本会は、個人又は団体より、使途特定単独寄附金を受領することができる。

2 使途特定単独寄附金は、寄附者から付されている使途に従い使用し、又は処分しなければならない。

(一般寄附金)

第7条 本会は、個人又は団体より、一般寄附金を受領することができる。

- 2 一般寄附金は、その全額を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。

(受領書の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、寄附者の求めに応じ、遅滞なく受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、受領した寄附金の使用用途、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第9条 寄附金の受領が、下記各号に該当する場合又はそのおそれがあると判断する場合には、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定するもの以外の寄附者とその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、本会が著しく資金負担が生じる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められ、又は本会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第10条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び別に定める福島県看護協会個人情報保護方針に基づき、適切に管理しなければならない。

(補則)

第12条 この施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改正)

第13条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附則

- 1 この規程は、令和元年8月22日から施行する。

寄附金申出書

令和 年 月 日

福島県郡山市本町一丁目20番24号
公益社団法人 福島県看護協会
代表理事 今野 静 殿

住 所
団体名
氏 名

この度、下記の通り公益社団法人福島県看護協会に寄付したいので申し出ます。

記

寄付金額 _____円

寄付の理由等

寄附金受領証明書

住所 _____

氏名 _____ 様

¥ _____

上記の金額を受領いたしました。

令和 年 月 日

認定通知番号 24健第8197号

認定年月日 平成25年3月25日

福島県郡山市本町一丁目20番24号

公益社団法人 福島県看護協会

代表理事

⑩

上記の金額は、所得税法第78条第2項及び法人税法第37条第4項に基づく寄附金に該当するものです。

- (注) 1. この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる寄附金です。
2. 上記の措置を受けるために、確定申告に対してこの証明書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。